

# 兵庫県ゴルフ場共通利用約款

## パインレークゴルフクラブ

### 第1条（約款の適用）

当ゴルフ場の施設（コース・ハウス）を利用される方は、お互いに快適で安全なプレーをお楽しみ頂く為に、当倶楽部の会則・規約・細則（競技規則、附則、ローカルルール）等によるほか、「兵庫県ゴルフ場防犯対策協議会」兵庫県警察本部」の申し合わせによる本約款を厳守しご利用下さい。

### 第2条（利用約款の成立）

当ゴルフ場を利用される方は、当日フロントにおいて、所定の署名簿にご署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引受けいたします。

### 第3条（予約申し込み及び取り消し等）

1. 当ゴルフ場利用申し込みは受付規則に従って行って下さい。
2. 予約取り消しの場合は、受付規則に従って取り消して下さい。
3. 取消料については、当ゴルフ場規則に従いお支払い下さい。

### 第4条（利用者の拒絶）

当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者及びその同伴者の利用（すでに利用を開始している場合も含む）をお断りします。

1. 満員・その他の理由でスタート時間に余裕がないとき
2. 利用者が暴力団員・暴力団関係者、暴力関係団体及びその団体の関係者であるとき。
3. 利用者が刺青等をしているとき。
4. 偽名又は他人名義で申し込みが行われたとき
5. 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に対する行為をなすおそれがあると認めらるるとき。
6. 利用者（同伴来場者含む）が暴力的または不法な行為を行うおそれがあると認められるとき及び行為を行った場合。
7. 天災その他のやむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
8. その他本約款ならびに当倶楽部会則・規約・細則等に違反し、他の利用者に著しい迷惑をかけたとき。

### 第5条（利用継続者の拒否）

当ゴルフ場は、次に該当する場合には該当者及び同伴者の利用の継続（すでに利用を開始している場合も含む）をお断りする事があります。

1. 当ゴルフ場に好ましくない行為があったとき。
2. 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけるとき。
3. ルール・マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
4. その他本約款に違反したとき。
5. 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき、その他公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為があったとき。

## 第6条（休場日・開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は当ゴルフ場の定めるところによりますが臨時的に変更することがあります。

## 第7条（金銭その他貴重品）

1. 金銭やその他の貴重品については、必ず貴重品ボックスをご利用下さい。その際暗証番号は見破られやすい組み合わせを避けて設定して下さい。また、ご利用期間中はお客さの所有と同等であり、収容物に関してはお客様の責任において管理して頂きます。従ってボックス内の保管品については保証など一切の責任を負いません。
2. 貴重品ボックス・ロッカー・浴室・コース等での盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
3. 貴重品ボックスが満杯の場合は、当ゴルフ場指定の貴重品袋に収納の上フロントへお預け下さい。その場合、お預かりした品は預かり証と引き換えにお返しします。お預けにならない貴重品等については責任を負いません。預かり証を紛失した場合は直ちにフロント迄届け出て下さい。

## 第8条（自動車・携帯品）

場所を提供している駐車場での自動車の盗難（車上盗難を含む）や損傷、携帯品（キャディバックその他の諸物品）の盗難・損傷等については当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第9条（ロッカーの鍵）

ロッカーの鍵は当ゴルフ場ではお預かりいたしません。鍵の紛失に起因する事故が発生した場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。衣服ロッカーには貴重品（金銭・その他高価品）等はお入れにならないで下さい。

## 第10条（宅配の事故）

宅配便については、その物品の受領、保管、発送においては当倶楽部はあくまで当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切責任を負いません。

## 第11条（プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

1. ゴルフは時により、大変危険が伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディーのアドバイスの如何に関わらず、すべて自己の責任でプレーをして頂きます。
2. カート道路はプレー進行の為、カート専用の通行としております。プレーヤーの方は通行しないようにお願いします。やむを得ずカート道路を通行する場合は十分注意して下さい。尚、カート道路を歩行して生じた事故の場合、当倶楽部は一切責任を負いません。
3. プレーはハーフラウンド2時間15分を厳守願います。著しく遅延した場合は警告・ペナルティを付加することがあります。

## 第12条（ティーインググラウンドでの素振り）

素振りは、ティーメーカーの打席、又は特に指定された場所以外では行わないで下さい。プレーヤーはみだりにティーインググラウンドに立ち入らないで下さい。尚、プレーの近くにいたため、ティや球などが身体の一部にあたり、そのため傷害を負われても、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

## 第13条（飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディーのアドバイスの如何に関わらず、自己の飛距離を自

分で判断し、先行組に打ち込まないようにして下さい。

#### 第 14 条（キャディー及びフォアキャディーの合図）

キャディー及びフォアキャディーの合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですが、プレーヤーは合図があっても自己の飛距離を判断してショットして下さい。

#### 第 15 条（プレーヤーの前方に出ないこと）

同伴プレーヤーは、現にプレーする者の前方には、絶対に出ないで下さい。

#### 第 16 条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重にプレーして下さい。万一打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図をし、事故を未然に防いで下さい。また、必ずその打球者は隣接ホールでプレー中の者に謝罪するようにして下さい。

#### 第 17 条（待避及び待避所）

先行組のプレーヤーが、後続組に対してプレーさせるときは後続組が全員打ち終わるまで、待避所または安全な場所で待避して下さい。

#### 第 18 条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトしたら直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

#### 第 19 条（落雷・襲雷の場合）

落雷、襲雷の場合、他人の言動に惑わされることなく、自己の判断で直ちにプレーを中断し待避所または安全と思われる場所に待避して下さい。乗用カートに乗車した状態での待避は大変危険です。必ず待避場所へ避難して下さい。

#### 第 20 条（乗用カートの取り扱い）

乗用カートの取扱いは乗用カート利用約款に従って下さい。

#### 第 21 条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は禁止致します。マッチの燃えかす・タバコの吸殻等はよく消して灰皿にお入れ下さい。

#### 第 22 条（違反の場合の責任）

利用者が、この利用約款に違反して、第三者に損害賠償等の事故を発生させた場合、また自分が違反して損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

#### 第 23 条（クラブ等の確認）

利用者はスタート前及びプレー終了後にクラブ及び所持品を点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブ及び所持品の不足、暇疵等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

#### 第 24 条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額は 弁償していただきます。

第 25 条（施設内への持込品） 施設内へ下記のものを持ち込むことを禁止します。

1. 動物等のペット類
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 鉄砲・刀・剣類
4. 火薬・揮発油等発火、爆発のおそれがあるもの。
5. 騒音を発するもの。
6. その他、他人に迷惑を及ぼすもの・法令で所持の禁止されているもの。

第 26 条（行為の禁止） 施設内で下記の行為を禁止します。

1. 賭博・その他風紀を乱す行為。
2. 物品販売・宣伝広告等の行為。
3. 利用者以外（ギャラリー含む）のコース内立ち入り。（但し、特に許可する場合を除く。尚、許可する場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任は負いません。）
4. 他人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為。（アンダーシャツ、スリッパ等で歩行し他人に不快感を与える行為）
5. 携帯電話の利用は、電源を切るか、マナーモードにして他のプレーヤーに迷惑のかからないようにして下さい。

第 27 条（個人情報に関して）

1. 当ゴルフ場では、ご予約時点で電話・F A X で入手した個人情報と、プレー当日署名簿に署名いただいたプレーヤーの個人情報を、当倶楽部のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。
2. 当倶楽部では、ご予約及びご利用いただいたお客様に対し、当倶楽部のイベント情報・営業案内などを、郵便、F A X、またはメール等でご案内する場合があります。

第 28 条（セルフプレーにおけるクラブの紛失）

セルフプレーに於いてのクラブの紛失につきましては当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 29 条（ハウス利用において）

1. 食堂、談話室等では静粛に願います。
2. 泥酔及び刺青等他人に恐怖や不快感を与える人の入浴や入場はお断り致します。

第 30 条（服装について）

来場の際は、下記の事項は守って下さい。

1. 上着（一般的な背広・ブレザー等）をご着用下さい。
2. サンドル、下駄、スリッパ、セツタ等での入場はお断りいたします。
3. プレーの際は襟付きシャツ、または 2 cm 以上のタートルをご着用下さい。

第 31 条（信義則）

本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

第 32 条（改定）

本約款は必要に応じ予告なく改定することがあります。

以上

# 一般社団法人パインレークゴルフクラブ定款

パインレークゴルフクラブは、100 万坪のたぐいまれな自然に恵まれた敷地に、名匠ロバート・トレント・ジョーンズ Jr. 氏による関西初のベント・ワングリーンの理想的な設計により、戦略性に富む美しい 18 ホールのゴルフ場として誕生した。

一般社団法人パインレークゴルフクラブは、このパインレークゴルフクラブをこよなく愛するゴルファーにより結成された社団法人であり、その基本理念は、社員相互の親睦、交流及び体力の増進並びに技術の向上を図り、明朗健全なクラブライフを追求することにある。

## 第1章 総 則

(名称および事務所)

第1条 本法人は、一般社団法人パインレークゴルフクラブと称する。

2 本法人は、主たる事務所を、兵庫県西脇市鹿野町に置く。

(定義)

第2条 株式会社パインレークゴルフクラブを、以下、会社という。

2 会社が所有、かつ、経営するゴルフ場施設を、以下、ゴルフ場という。

3 第3章に定める基金の返還請求権を、以下、基金返還請求権という。

4 年会費その他本法人もしくは本法人の指定する者に対する支払いを、以下、年会費等という。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号)を、以下、一般法人法という。

(目的)

第3条 本法人は、社員がゴルフ場を快適に利用し、社員相互の親睦、交流及び体力の増進並びに技術の向上を図るに足りるゴルフクラブたることを目的とするとともに、会社の株式を保有し、株主権を適正に行使することにより会社経営の安定性と持続性に寄与することを目的とし、その目的の達成のために、次の事業を行う。

(1) 基金を財源として、会社の株式を保有すること

(2) 会社の役員を選任し、会社と密接な関係を保ちながら、会社経営の安定とゴルフ場の質の向上に寄与すること

(3) 社員がゴルフ場を快適に利用できるよう、各種の規則を制定し、各委員会を通じて必要な活動を行うこと

(4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 本法人の公告は、一般法人法に基づき公告すべき事項及び理事会で公告すべきと定めた事項につき、兵庫県西脇市鹿野町のゴルフ場クラブハウス内の掲示板に掲出する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入社・社員の種類)

第5条 本法人の社員は、理事会の定める入社資格を有し、理事会による入社承認を受けて登録手続きを経た者とする。

2 本法人の社員は、次のとおりとする。

(1) 正社員(個人正社員・法人正社員)

(2) 週日社員(個人週日社員・法人週日社員)

3 本法人の社員は、直接もしくは本法人を通じて、会社に生じる費用の一部を年会費等として負担することにより、ゴルフ場を優先的に使用することができる。

## 第3章 基 金

(基金の募集等)

第6条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。基金の募集及び割当、払込みその他の手続きは、理事会の定める規則による。

(基金の返還)

第7条 拠出された基金は、本法人が解散するときまで返還しないものとする。

(基金の返還の手續)

第8条 基金の返還手続きは、社員総会の決議により別に定める。

(基金返還請求権の譲渡に関する事項)

第9条 社員は、理事会が入社を承認した者に対してのみ、基金返還請求権を譲渡することができる。

(死亡退社に伴う基金返還請求権の取扱)

第10条 個人社員が死亡したときは、相続人は理事会に対し、速やかに相続発生の事実を通知し、基金返還請求権の承継者 1 名を届け出るものとする。

2 前項に基づき届出のなされた承継者は、次条に定める入社審査の手続きを経て社員となることができる。

3 第1項に基づき届出のなされた承継者が、前項に基づき社員にならないときは、前条の定めに従って、承継した基金返還請求権を譲渡することができる。

## 第4章 入社・譲渡・名義書換・会費

(入社・審査)

第11条 基金の新規募集により、もしくは、基金返還請求権の譲渡等による名義書換手続きにより、本法人に入社しようとする者は、本法人に対し理事会の定める規則に基づき、入社申込み、入社審査を受けなければならない。

2 入社審査は理事会が所轄するものとし、その入社審査基準、審査手続きは、理事会の定める規則による。

(譲渡・名義書換)

第12条 社員は、第9条の定めに従うことを条件として、基金返還請求権を譲渡することができる。

2 基金返還請求権の譲受においては、理事会の定める規則に従って、理事会の入社承認を受けなければならない。

3 入社承認を受けた譲受人は、次条所定の名義書換料を支払った日に、本法人の社員となる。

(入社登録料・名義書換料等)

第13条 理事会で入社承認を受けた者は、入社登録料、名義書換料、年会費等を、理事会の定める規則に基づき、本法人もしくは本法人の指定する者に速やかに納付しなければならない。

2 入社承認を受けた者が、所定の期間内に前項に定める入社登録料もしくは名義書換料の納付をしないときは、本法人は、理事会の決議により、入社承認を取り消すことができる。

(会費)

第14条 社員は、毎年 3 月 31 日までに、年会費を本法人もしくは本法人の指定する者に納めなければならない。

2 年会費の額は、理事会で決定する。

3 社員総会の決議により、社員から特別会費を徴収することができる。

## 第5章 社員資格の喪失等

(社員資格の喪失)

第15条 社員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、その資格を喪失する。

(1) 退社

(2) 総社員の同意

(3) 死亡

(4) 法人社員の解散(合併、会社分割による解散を除く)

(5) 除名

(6) その他の理事会が定めた事由

2 個人社員が死亡した場合には、第10条の定めに従う。

3 法人社員が解散した場合には、清算人が、基金返金請求権を譲渡等により承継取得する第三者を指定して、第12条の定めに従う。

4 社員が資格を喪失したときは、本法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れ、一般法人法上の社員としての地位を失う。但し、本法人に対する未履行の義務を免れることはできない。また、本法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

(退社)

第16条 本法人を退社しようとする者は、所定の様式をもって理事長に届け出る。なお、退社にあたっては、基金返還請求権を放棄するものとする。

(権利の一時停止・除名)

第17条 社員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、理事会の決議により当該社員の権利の一時停止をすることができる。

(1) 本法人の名誉を毀損し、社員としての品位を損なうべき非行があったとき

(2) 本法人の定款及び社則、細則等の諸規則に違反したとき

(3) 年会費等の支払いを怠り、本法人の催促から 3 ヶ月以上経過したとき

(4) 禁固以上の刑の言渡を受けたとき

(5) その他理事会において会員の権利の一時停止をする必要があると認めたとき

2 前項の規定による権利の一時停止期間中に一時停止事由が解消・改善がなされない場合、理事会は、当該社員に対して退社を勧告する。

3 社員が前項の退社勧告に応じないときは、当該社員の次項に定める弁明の機会を与えた上、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の特別決議により本法人に対する基金返還請求権その他一切の請求権を剥奪の上、除名することができる。

4 社員を除名する場合は、当該社員に社員総会の 1 週間前迄に通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

## 第6章 社員総会

(社員総会)

第18条 社員総会は次の事項を決議する。

(1) 定款の変更

(2) 計算書類の承認

(3) 会社の計算書類等の承認

(4) 会社の取締役及び監査役候補者の推薦

(5) 本法人の運営に関する重要な事項

(6) 役員の選任及び解任

(7) 役員の報酬等の額又はその支給の基準

(8) 社員の除名

(9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

- 2 本法人は、理事会の決議に基づき、毎年1回、3月に、理事長が定時社員総会を招集する。
- 3 理事会において開催の決議がなされたとき、または議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、理事長は当該事項の決議のために、臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は理事長が行う。理事長に事故があるときは、理事の互選により決定する他の理事がこれを行う。

(招集)

第20条 理事長は、議決権を有する社員に対し、社員総会日の2週間前までに、会議の目的たる事項を記載した総会招集通知を発送して総会を招集する。  
2 第18条第3項による臨時社員総会は、招集請求のあった日から6週間以内の日を会日と定めて招集しなければならない。

(議決権・決議)

第21条 社員総会の議決権は、正社員1名につき2個、週日社員1名につき1個とする。  
2 定時社員総会においては、毎年12月31日を基準日とし、基準日に年会費等を滞納している社員、年会費等の猶予・免除を受けている社員は、特別決議事項を除き議決権を有しない。また、臨時社員総会開催時には、理事会において臨時社員総会の開催を決定した前月の末日を基準日と定めて、上記と同様の取り扱いとする。  
3 社員総会の決議は、一般法人法及び本定款に特別の定めがない限り、出席社員の議決権の過半数をもって決する。  
4 社員は、他の議決権を有する社員を代理として議決権を行使することができる。  
5 社員は、理事会が定めた総会において、書面による議決権行使をすることができる。この場合の議決権行使の手続については、理事会において定める。

(議事録)

第22条 社員総会の議事録は、法令の定めるところにより作成し、社員総会の日から10年間ゴルフ場クラブハウス内に備え置き、社員は、所定の手続きの下で閲覧できることとする。

## 第7章 役員及び理事会

(役員)

第23条 本法人に次の役員を置く。

理事	3名以上25名以内（うち理事長1名、副理事長2名）
監事	2名以内

- 2 理事の任期は、1期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 監事の任期は、1期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
  - (1) 自己または第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己または第三者のためにする本法人との取引
  - (3) 本法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 6 本法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。また、本法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で本法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(選任・解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。理事長は、理事会の決議によって理事の中から1名定める。  
2 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。  
3 理事及び監事は、社員総会の決議をもって解任することができる。  
4 理事及び監事が第17条により権利の一時停止もしくは除名をうけたときは、当然に理事及び監事の地位を失う。

(理事会)

第25条 理事会は理事全員によって構成される。  
2 理事会は、本法人の運営を統轄する執行機関であり、本定款に定めるもののほか、本法人の運営のために必要な事項を意思決定し、執行する。但し、会社の経営に関する事項については、会社における機関決定が必要な場合がある。

(理事会の招集)

第26条 理事会は、原則として偶数月の月例競技開催日に開催するほか、理事長において必要と認めるときまたは一般法人法の定めに従って理事長が招集する。  
2 理事会を招集するときは、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対しその通知をしなければならない。  
3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合にはこの期間を短縮することができ、また理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催す

ることができる。

- 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数・決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数により決議する。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(監事)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。  
3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。  
4 監事は、前各号に定めるもののほか、一般法人法所定の業務を処理する。

(評議員会)

第29条 評議員会は評議員全員によって構成される。

- 2 評議員会は、理事及び監事の選任にかかる推薦その他理事会の定める規則に定める事項について権限を有する。

## 第8章 事業年度・会計・その他

(事業年度)

第30条 本法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(計算書類の作成及び承認)

第31条 理事長は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告並びにこれらに附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。  
2 理事長は、前項の承認を受けた書類の内、計算書類及び事業報告を定時社員総会へ提出し、計算書類については、承認を求めなければならない。

(計算書類等の公示)

第32条 本法人は、計算書類及び監査報告を作成時から10年間ゴルフ場クラブハウス内に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第33条 本法人は剰余金の分配は行わない。

(社員名簿)

第34条 本法人は、一般法人法第31条に基づき、社員の氏名または名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、ゴルフ場クラブハウス内に備え置くものとする。

## 第9章 解散・定款の変更

(解散)

第35条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の分配)

第36条 本法人が清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(定款変更)

第37条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 本法人の最初の事業年度は、本法人設立の日から平成25年12月31日までとする。

(設立時社員の氏名または名称及び住所)

第39条 本法人の設立時の社員の氏名または名称及び住所は、次の通りである。

- (1) 廣田貢三 (略)
- (2) 大間知發夫 (略)
- (3) 梅田義彦 (略)
- (4) 角倉征男 (略)

(設立時役員の名氏または名称及び住所)

第40条 本法人の設立時役員の名氏または名称及び住所は、次の通りである。

- (1) 理事長 廣田貢三 (略)
- (2) 理 事 梅田義彦 (略)
- (3) 理 事 角倉征男 (略)
- (4) 監 事 大間知發夫 (略)

(ゴルフ場施設利用権)

第41条 第5条第3項の定めは、会社との間で、本法人の社員に会社のゴルフ場施設の利用権を与える旨の契約を締結し、その定め効力が生じた時に効力を生じる。

(法令の準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

一般社団法人パインレークゴルフクラブ社則

第1章 社員

(社員の義務と権利)

第1条 本法人に入社した社員は、直接もしくは本法人を通じて会社に生じる費用の一部を負担し、以下の義務を果たすことにより、会社が所有、かつ、経営するゴルフ場施設における優先的施設利用権（以下、「ゴルフ場施設利用権」という）を与えられる。

- (1) 所定の年会費等を遅滞なく本法人もしくは本法人が指定する者に支払うこと
- (2) 定款及び社則等の諸規則を遵守すること
- (3) 社員名義を他に貸与したり、他人に自己の名称を使用させないこと
- (4) 本法人の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと
- (5) 前各号のほか、理事会で決議した事項及び会社が理事会の決議に基づき決定した事項を遵守すること

2 ゴルフ場施設利用権以外に社員が有する権利は以下のとおりである。

- (1) 社員総会に出席し、議決権を行使すること
- (2) 本法人主催の競技会、その他の行事に参加すること
- (3) 本法人の公式ハンディキャップの査定を受けること
- (4) 本法人が発行する会報その他の資料、会社の計算書類等の配布を受けること

(社員の種別)

第2条 本法人の社員の種別及び条件は、以下のとおりとする。

- (1) 正社員（個人正社員・法人正社員）

基金返還請求権を20万円以上有する者で、理事会で正社員として入社承認を受けた者

- (2) 週日社員（個人週日社員・法人週日社員）

基金返還請求権を10万円以上有する者で、理事会で週日社員として入社承認を受けた者

2 正社員はゴルフ場の営業日、週日社員は土曜日、日曜日および国民の祝日（振替休日を含む）を除く営業日において、ゴルフ場営業時間内に社員としてゴルフ場を利用することができる。

3 法人社員は、本法人の社員としてゴルフ場施設を利用する者1名をその役員または従業員もしくは理事会が特に許可したものから指定して所定の様式により登録しなければならない（以下、登録された者を法人社員登録者という）。なお、法人社員登録者になる者は、第3条に定める社員の資格を備えた者でなければならない。

4 週日社員のうち第1項に規定する正社員の条件を満たす者は、所定の手続により理事会の承認を得て、社員種類変更登録料を支払うことにより正社員になることができる。

(社員の資格)

第3条 本法人の社員となるための資格は、下記のとおりとする。但し、理事会が特別に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 社員の種類に応じ、前条に定める金額以上の基金返還請求権を有する者
- (2) 満20歳以上の者。但し、本法人の社員（特別休会社員を除く）の配偶者、直系卑属（子、孫、ひ孫）で16歳以上の者は、これを適用しない。なお、クラブ選手権競技への参加資格は満20歳以上の社会人とし、大学院生は社会人とみなす。
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
  - ① 他のゴルフクラブから除名処分を受けたことがある者
  - ② 禁錮以上の刑に処されたことがある者
  - ③ 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為、特に集団的または常習的に暴力的不法行為をなすおそれがあると認められる団体の所属員または個人
- (4) 本法人の正社員2名の推薦保証人がある者。

## 第2章 入社

(入社申込)

第4条 入社を希望する者は、理事会で定める所定の書式により入社の申し込みをし、書類審査を経て、理事会において入社審査を受けなければならない。

(入社審査)

第5条 前条の入社審査は理事会が所轄し、出席理事の過半数の賛成による決議により入社を承認するものとする。

(入社登録料・名義書換料)

第6条 本法人に入社することを承認された社員は、承認の日から2週間以内に、所定の入社登録料、名義書換料、年会費等を本法人もしくは本法人の指定する者に納付しなければならない。

## 第3章 会費等

(年会費)

第7条 社員は、毎年3月31日までに年会費を本法人もしくは本法人の指定する者に納付しなければならない。

- 2 一旦納付された年会費は、その年度の途中で社員資格を失ってもこれを還付しない。
- 3 本法人に直接基金を拠出して社員となった者は、入社月から月割により算定した年会費を、入社の際本法人もしくは本法人の指定する者に納付しなければならない。
- 4 社員から基金返還請求権の譲渡を受けて社員となった者は、その年度の年会費を負担する。但し、譲渡人が既に年会費を納付済の場合は、この限りではない。
- 5 権利の一時停止を受けた社員についても会費の納付義務を免れない。

(特別会費)

第8条 理事会が、ゴルフ場の維持、運営、施設改良のために、社員からの拠出を求めることが必要かつ相当と認めるときは、金額、拠出方法について社員総会の承認決議を得て、特別会費の徴収を決定することができる。

(名義書換料)

第9条 社員は、基金返還請求権を、第4条及び第5条の定めに従って入社承認を得た者に対して、譲渡することができる。なお、その名義を書換えするときは、譲受人が本法人もしくは本法人の指定する者に名義書換料を納付しなければならない。

2 法人社員は、法人社員登録者を変更することができる。法人社員登録者の登録及び変更は、理事会の定める手続を経て、理事会の承認を得なければならない。法人社員登録者の名義を書換えするときも、本法人もしくは本法人の指定する者に名義書換料を納付しなければならない。

3 法人社員が、法人社員登録者の名義書換をしないで、個人社員に資格変更する場合も基金返還請求権の譲渡とみなし、名義書換料を本法人もしくは本法人の指定する者に納付しなければならない。

#### 第4章 役員及び理事会

(理事会)

第10条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会の日時、場所及び目的事項
- (2) 本法人の社則その他の諸規則の制定及び改廃
- (3) 理事の職務の監督
- (4) 理事長の選定及び解職
- (5) 本法人の運営に必要な分科委員会の組織及び権限
- (6) 社員の入社承認
- (7) 利用料金、年会費の金額や納入方法に関する事項
- (8) 評議員会の決議事項の執行方法に関する事項
- (9) 評議員の選考に関する事項
- (10) その他本法人の運営に必要な事項

2 理事会の議事については、理事会にて録音保管したうえで、議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに記名押印し、理事会の日から10年間保管する。

3 理事会は、理事会の議事を記録するため会社の指定する者を理事会に出席させることができる。

(理事)

第11条 理事会は、理事の改選及び欠員補充に当たり、評議員会で選考された理事候補者を、社員総会に提案する。

2 理事候補者は、社員のうち原則として次の全ての条件を満たす者でなければならない。

- (1) 本法人に連続して5年以上在籍する者
- (2) 本法人において、理事、監事、各委員を経験した者
- (3) 社員資格停止になったことのない者

3 理事は、キャプテン、分化委員の委員長、副委員長、委員を兼任することができる。

4 理事は、満80歳を定年とし、定年後は再任されない。

(理事長・副理事長・キャプテン)

第13条 理事長は、理事会において選定し、本法人を代表し、本法人運営の業務につき理事会を代表して執行する。

2 理事長は、理事の中から理事会の推薦を経て副理事長2名以内を指名し、副理事長は、理事長を補佐する。

3 理事長は理事会の推薦を経て、キャプテンを指名し、キャプテンは、本法人の競技に関する統轄をし、競技に関して対外的に本法人を代表する。なお、キャプテンは名誉職として定年は設けない。

(監事)

第14条 理事会は、監事の改選及び欠員補充に当たり、評議員会で選考された監事候補者を、社員総会に提案する。

2 監事候補者は、社員のうち原則として次の全ての条件を満たす者でなければならない。

- (1) 本法人に連続して5年以上在籍する者
- (2) 本法人において、理事、監事、各委員を経験した者
- (3) 社員資格停止になったことのない者

3 監事は、キャプテン、分化委員の委員長、副委員長、委員を兼任することができる。

4 監事は、満80歳を定年とし、定年後は選任されない。

## 第5章 評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事候補者の選考
- (2) 理事会、会社の取締役会から諮問された事項

2 評議員会は、議長1名と副議長1名を選任する。

(評議員会の招集と決議)

第16条 評議員会は、理事の任期満了の1か月前まで、または、理事の数に不足が生じた場合その他必要に応じて、議長が招集して開催する。

2 評議員会を招集するときは、評議員会の3日前までに、各評議委員に対しその通知をしなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、評議委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。
- 4 評議員会は、評議員の過半数が出席して開催し、評議員会の決議は、出席した評議員の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(評議員)

第17条 評議員は、理事会にて選考推薦し、理事長が委嘱する。

2 評議員は、原則として以下の全ての条件を充足する者とする。

- (1) 本法人に連続して5年以上在籍している者
- (2) 本クラブをホームコースとして登録している者
- (3) 社員を代表するに相応しい者
- (4) 評議員会に出席できる者
- (5) 社員資格停止になったことのない者

3 評議員は、理事を兼任することはできないこととする。

4 評議員の任期は2年とする。

5 評議員の定員は7名以上10名以内とする。

6 評議員に欠員が生じたときは、新たに評議員を理事会にて選出し、理事長が委嘱する。

7 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

8 評議員は、満85歳を定年とし、定年後は選任されない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第18条 本法人運営を円滑に行うため、下記の委員会を置く。

(1) 魅力向上戦略（グリーン・キャディー・ハウス・エチケット）

コースメンテナンス、キャディー教育、レストラン及びハウス施設、エチケット・マナーについて担任する。

(2) 技術力向上戦略（競技・ハンディキャップ）

競技及びルール、使用用具、ハンディキャップの決定・変更に関する事項を担任しする。

(3) 発信力向上戦略（広報・レディース・ジュニア）

会報、社員ニュース、社員ホームページ、女性ゴルファー、ジュニア育成について担当する。

(4) その他理事会が定める委員会

各委員会は、それぞれの管掌部門における業務を行うほか、理事会に意見を具

申し、または、理事会の諮問に答える。

(委員長・副委員長・委員)

第19条 委員会には委員長1名及び副委員長若干名を置く。

- 2 委員長は、正社員の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 3 副委員長及び委員は、本法人に連続して原則5年以上在籍する社員の中から委員長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
- 4 委員長、副委員長、委員の任期はそれぞれ1期を2年とし、再任を妨げない。
- 5 委員長、副委員長、委員は、満80歳を定年とし、定年後は選任されない。
- 6 委員長、副委員長、委員は他の委員長、副委員長、委員を兼任することができる。

(委員会の招集と決議)

第20条 委員会は委員により組織され、各々委員会の必要に応じて、委員長が招集して開催する。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長がこれを決する。
- 3 本法人の運営や会社の経営に影響を及ぼす委員会の決議は、理事会及び会社の同意を得て効力を生じる。

## 第7章 雑 則

(社員に対する通知等)

第21条 本法人は、社員に対する通知が、会報その他によってその目的を達することができないと認められる場合においては、社員が届け出た住所または勤務先に文書等により通知する。但し、緊急を要する場合は、クラブハウス内の掲示板に掲示して通知に代えることができる。

(社則の改正)

第22条 本社則は理事会の決議により改正することができる。ただし、会社の経営に影響する事項の改正は、会社の同意を要する。

(在籍年数等)

第23条 本社則で、理事、監事、評議員及び各委員の在籍年数等の条件に係る規定については、クラブ組織の一般社団法人化前の在籍年数を通算することとする。

以 上